

2019年度市民病院定期監査実施計画

1 監査等の種類

地方自治法第199条第4項の規定に基づく定期監査

2 監査の対象

- ① 対象事務：2017年度（平成29年度）及び2018年度（平成30年度）病院事業
- ② 対象期間：2017年度（平成29年度）及び2018年度（平成30年度）の収支に係るもの
- ③ 対象部：市民病院事務局

3 監査の着眼点

(1) 事業管理

- ① 関係法令等に基づいて適正に執行されているか。
- ② 経済性、効率性、有効性が十分に考慮されているか。
- ③ 企業の経済性を発揮するとともに公共の福祉を増進するように運営されているか。
- ④ 計画的に執行されているか。

(2) 組織管理

- ① 内部けん制組織は整備され有効に機能しているか。
- ② 職務権限及び責任体制は明確になっているか。

(3) 経営管理

- ① 経営成績及び財政状態は良好か。また、どのように推移しているか。
- ② 業務の改善と効率化を図り、経営の合理化に努力しているか。
- ③ 累積欠損金の解消の努力はなされているか。また、その手段、方法は適切で、効果は上がっているか。
- ④ 他の会計との経費の負担区分は適正か。
- ⑤ 料金の収納状況は良好か。また、滞納整理事務は適切に行われているか。
- ⑥ 料金徴収事務は適切で不備はないか。

(4) 事務管理

- ① 文書の収発、整理及び保存は適切か。
- ② 個人情報等の管理は徹底されているか。

(5) 損益勘定

① 料金、使用料等の収入事務

ア 調定額、調定期、納期限の設定は適正か。

イ 納入の通知は適正か。

ウ 納期限の設定は適切か。

エ 委託している徴収事務に関し、収入金と受託者からの報告内容が整合していることを確認しているか。

② 委託契約事務

ア 契約の方法及び手続は適正か。

イ 随意契約による場合、その理由は適正か。

ウ 契約書、見積書等関係書類及び帳簿は確実かつ的確に整備されているか。また、これらの内容は適正か。

エ 契約履行期限は守られているか。

オ 契約書どおりの履行がなされているか。

(6) 貸借対照表勘定

① 現金、預金、一時借入金の管理事務

ア 現金、預金の出納・保管は、会計規則等に基づき厳正に行われているか。

イ 釣銭準備金の設定、取扱い及び保管は適正か。

ウ 釣銭準備金の残高は、実査残高と一致しているか。

エ 一時借入金の借入額及び返済の時期等は適正か。

② 未収金の管理事務

ア 未収金計上の額及び時期は適正か。

イ 不納欠損処分の原因及び手続きは適正か。

③ 固定資産、貯蔵品の管理事務

ア 固定資産の取得事務は適正に行われているか。また、良好に管理され、効率的に活用されているか。

イ 固定資産の処分は適正か。

ウ 固定資産台帳の整備は適正か。

エ 貯蔵品の調達は、数量、価格、時期等において経済的か。

オ 貯蔵品の在庫管理は適正か。

④ 工事契約事務

ア 工事の発注は、事業計画と整合しているか。

イ 契約の方法及び手続は適正か。

ウ 随意契約による場合、その理由は適正か。

エ 契約書、見積書等関係書類及び帳簿は確実かつ的確に整備されているか。また、これらの内容は適正か。

オ 契約履行期限は守られているか。

カ 契約書どおりの履行がなされているか。

キ 設計変更に伴う契約変更等の措置は適切か。

ク 工事費の支払い（前金払い、出来高払い、完了払い）は適正か。

4 重点調査事項

2019年度の重点調査事項については、「3監査の着眼点」のうち、下線の項目を着眼点とする。

5 個別の調査事項

重点調査事項とは別に、前回の指摘事項やその他部内における注意を要する事項、新規事業、課題のある事業等について、特に今年度調査する必要がある事項を個別の調査事項とする。なお、

具体的な調査事項及び着眼点については、事前に監査委員で協議し、決定する。

6 監査の主な実施手続

監査の実施手続の選択については、岸和田市監査等の基準及び事務処理に関する規程第20条の規定に基づき、主として次の実施手続によるものとする。

- (1) 事実の存否について、実地に現物検証、現場検証等によって直接検証する「実査」
- (2) 資産や負債の存在、取引や事象の発生が正しく記録されていることを、その根拠となる資料等で確かめる「証憑突合」
- (3) 帳簿を相互に照合して、矛盾がないかを確認する「帳簿突合」
- (4) 記録や文書の計算の正確性を自ら計算し、確かめる「計算突合」
- (5) 事実の存否又は問題点について監査対象部課の職員等に回答又は説明を求める「質問」
- (6) 紙媒体、電子媒体又はその他の媒体による組織内外の記録や文書を確認する「閲覧」

7 定期監査の基本的な実施方法

- (1) 実施通知
おおむね監査実施日の2か月前に市民病院事務局に文書で通知する。
- (2) 局内協議
事務局が事前調査をするに当たり、各担当の役割分担や重点調査事項、その他調査事項等について局内で協議し、確認する。
- (3) 事前調査
おおむね監査実施日の1か月前に市民病院事務局から提出された監査資料をもとに、予算執行額の確認や使用帳簿類の点検を行う。ただし、出納検査事前調査日を除く。
- (4) 局内協議
書類等調査後、市民病院事務局に対してヒアリングを行う前に、監査事務局としての統一した見解を確認する。
- (5) ヒアリング
上記の点検等での疑問点については、市民病院事務局の職員に対してヒアリングを行う。
- (6) 局内協議
 - ① 各担当者が、事前調査の内容をとりまとめ、その是非を報告し、問題点については、指摘事項や注意事項に分類した担当者案を提示する。
 - ② 各担当者案について協議し、監査委員への報告内容をまとめる。
- (7) 監査委員へ復命
事前調査の結果を監査事務局としてまとめて監査委員へ復命し、認識を共有する。
- (8) 監査委員監査
市民病院事務局長及び各課長が出席し、事務局長からの監査資料説明の後、監査委員から質疑を行い、疑問点等を糺すとともに監査事務局からの報告内容についての事実確認や対象部課の見解を聴取する。なお、最新の設備や取組み、課題等について、監査委員が現地で検分することがある。
- (9) 監査委員協議

監査での質疑応答等を踏まえ、「指摘事項」とするのか、「その他部内における注意を要する事項」とするのかを協議し、決定する。

(10) 監査結果の報告

監査終了後、速やかに監査結果報告書を取りまとめ、議会、市長等への報告及び公表を行う。
(おおむね10日以内)

(11) 監査調書を整理する。

8 監査の実施場所及び日程

(1) 実施場所

市民病院

(2) 日程

2019年度岸和田市監査等年間計画のとおり。

9 監査の担当者及び事務分担

2019年度岸和田市監査等年間計画のとおり。

10 その他監査の実施上必要と認める事項

必要に応じ別に定める。